特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の 一部を改正する法律案の概要 平成20年4月 総 務 省

1 趣 旨

電子メールの良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段として送信される 電子メール(広告宣伝メール)に対する規制について現行の方式を見直すとともに、 報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図る。

2 法律案の概要

1 オプトイン方式による規制の導入

- (1) 広告宣伝メールの規制に関し、取引関係にある者への送信など一定の場合を除き、あらかじめ送信に同意した者に対してのみ送信を認める方式(いわゆる「オプトイン方式」)を導入する。
- (2) あらかじめ送信に同意した者等から広告宣伝メールの受信拒否の通知を受けたときは以後の送信をしてはならないこととする。
- (3) 広告宣伝メールを送信するに当たり、送信者の氏名・名称や受信拒否の連絡 先となる電子メールアドレス・URL等を表示することとする。
- (4) 同意を証する記録の保存に関する規定を設ける。

2 法の実効性の強化

- (1) 送信者情報を偽った電子メールの送信に対し電気通信事業者が電子メール 通信の役務の提供を拒否できることとする。
- (2) 電子メールアドレス等の契約者情報を保有する者(プロバイダ等)に対し情報 提供を求めることができることとする。
- (3) 報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を含め、不適正な送信に責任がある送信委託者に対し、必要な措置を命ずることができることとする。
- (4) 法人に対する罰金額を100万円以下から3000万円以下に引き上げるなど 罰則を強化する。

<u>3 その他</u>

- (1) 迷惑メール対策を行う外国執行当局に対し、その職務に必要な情報の提供を 行うことをできることとする。
- (2) 海外発国内着の電子メールが法の規律の対象となることを明確化する。

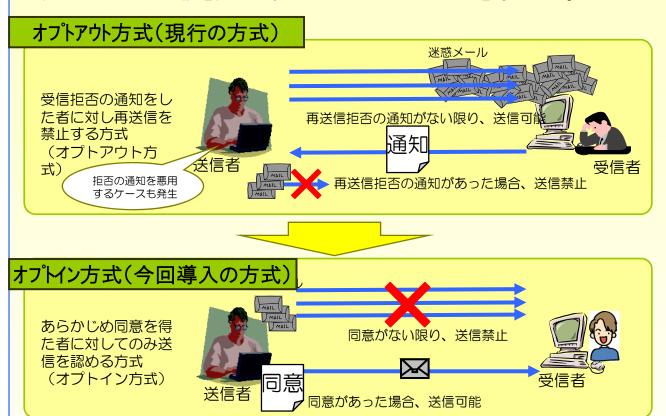
3 施行期日

公布の日から起算して6月以内において政令で定める日

1. オプトイン方式による規制の導入

① あらかじめ同意した者等に対してのみ送信を認める方式の導入

広告宣伝メールの規制に関し、現行の規制方式(オプトアウト方式)を見直し、取引関係にある者への送信など一定の場合を除き、あらかじめ送信に同意した者に対してのみ送信を認める規制方式(オプトイン方式)を導入する。



② 受信拒否の通知を受けた場合の送信の禁止

あらかじめ送信に同意した者等から広告宣伝メールの受信拒否の通知を受けたときは、以後の送信を禁止することとする。

③ 表示義務

広告宣伝メールを送信するに当たり、送信者の氏名・名称や受信拒否の連絡 先となる電子メールアドレス・URL等を表示することとする。

4 その他

-----同意を証する記録の保存に関する規定を設ける。

2. 法の実効性の強化

① 電気通信事業者における役務提供拒否事由の明確化

送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合に電気通信事業者が電子メール通信の役務の提供を拒否できることを規定する。

② 電子メールアドレス等の契約者情報の提供を求める規定の創設

法の違反者の特定に資するため、送信された電子メールにおける電子メールアドレス等*の契約者に関する情報提供を総務大臣がプロバイダ等に求めることをできることとする(下図参照)。

※ 電子メールアドレスのほか、IPアドレスやドメイン名も含む。

③ 報告徴収・措置命令等の対象の拡大

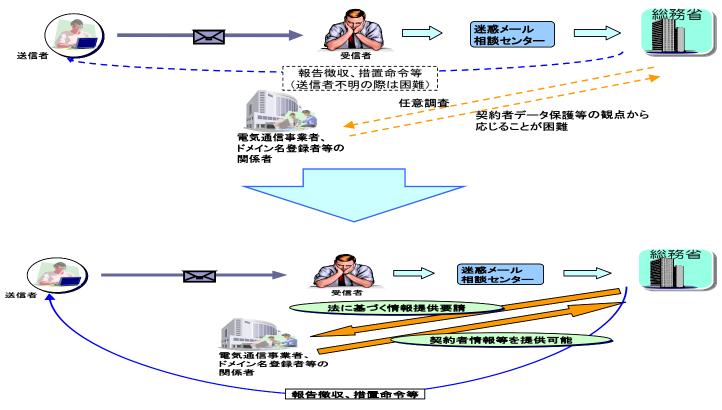
総務大臣の報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を含め、不適正な送信に責任がある送信委託者に対し必要な措置を命ずることをできることとする。

※ これにより、送信者が海外にいる場合でも、送信を実際に指示している送信委託者が 国内にいる場合にはその送信委託者に対し必要な措置を命ずることができることとなる。

④ 罰則の強化

法人に対する罰金額について、現行の100万円以下を3000万円以下に引き上げるなど罰則を強化する。

(電子メールアドレス等の情報提供の例)



3. その他

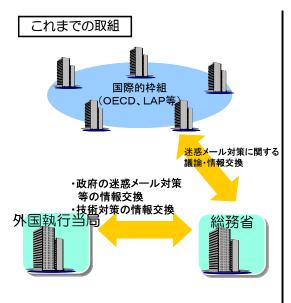
① 迷惑メール対策を行う外国執行当局への情報提供規定の創設

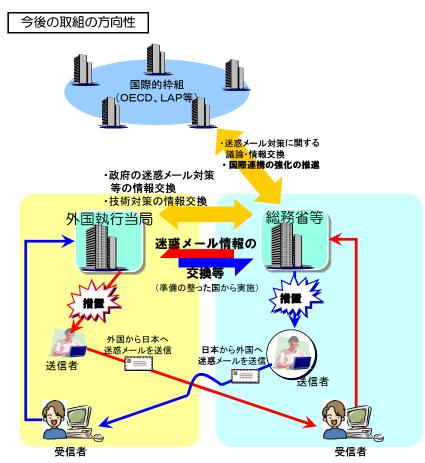
海外発の迷惑メールの増加を踏まえ、迷惑メールの送信国における迷惑メール対策に関する法の執行に資するため、迷惑メール対策を行う外国執行当局に対し、その職務の遂行に資する情報の提供をできることとする。

② 海外発国内着の電子メールが法の規律の対象であることの明確化

海外発の電子メールであっても国内の電気通信設備に送信されるものであれば 法の規律の対象であることを明確化する。

(今後の国際連携の方向性)





第一 改正の内容

特定電子 メー ル の定義について、 送信者が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段

として送信をする電子メールとすること。

(第二条第二号関係

送信者は、 あら かじめ特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同 意する旨

を送信者又は電子メールの送信を委託した者 (以下「送信委託者」という。) に対して通知した者等以

外 の者に対して、 特定電子メー ル の送信をしてはならないこととすること。

(第三条関係)

 \equiv 送信者 は 特定 電子 メー ル の送信に当たっては、 送信者の氏名又は名称等を表示しなければならない

こととすること。

(第四条関係)

四 措置命令について所要の規定の整備をすること。

(第七条関係)

五. 電気通 信事業者は、 送信者情報を偽 つた電 子メールの送信がされた場合において自己の電子 メ ĺ ル 通

信 役務 \mathcal{O} 円滑な提供に支障を生じ、 又はその利用者における電子メー ル の送受信上の支障を生ずるおそ

れ があると認められるときは、 当該支障を防止するために必要な範囲内において、 当該支障を生じさせ

るおそれのある電子メールの送信をする者に対し、電子メール通信役務の提供を拒むことができること

とすること。

(第十一条関係)

六 送信委託者を報告徴収及び立入検査の対象として追加すること。

(第二十八条関係)

七 電子メー ルアドレ ス又は電気通信設備 を識 別するための文字、 番号、 記号その他の符号を使用する権

利を付与したものから、 当該権利を付与された者の氏名又は名称、 住所その他の当該権利を付与された

者を特定するために必要な情報の提供を求めることができることとすること。

(第二十九条関係)

八 この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、 その職務 (この法律に規定する職務に

相当するものに限る。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとすること。

(第三十条関係)

九 罰則について所要の規定を設けることその他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

この法律の施行期日、 経過措置等について定めるものとすること。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法

特定電子メー ル の送信 の適正化等に関する法律 (平成十四年法律第二十六号)の一 部を次のように改正す

る。

目次中 「第三十条」を「第三十二条」に、 「第三十一条―第三十五条」を「第三十三条―第三十八条」に

改める。

第二条第一号中「次条において」を 「以下」に改め、 同条第二号中「次に掲げる者以外の者に対し、 を

削 り、 「電子メ ルの 送信」の下に (国内に ある電気通 信設備 (電気通信事業法第二条第二号に規定する

電 気通! 信設備を 1 う。 以下同じ。)からの送信又は国内にある電気通信設備 への送信に限る。 以下同じ。

を加え、同号イからハまでを削る。

第四条を削る。

第三条中 「次の事項」を「次に掲げる事項 (前条第三項ただし書の総務省令で定める場合においては、 第

二号に掲げる事項を除く。)」に改め、 同条第一号を削り、 同条第二号中 「当該送信者」 の 下 に (当: 該電

子メー ルの送信につき送信委託者がいる場合は、 当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任 <u>|</u>を有

文」に改め、 する者)」を加え、 「当該送信者の」 「及び住所」 を削 を削り、 り、 「電子メールアドレ 同号を同条第一号とし、 ス の下 同条第三号中 に 「又は電 気通信設備 「次条」 を を識 「前条第三項本 別するた 8

四号を同条第三号とし、 同条を第四条とし、 第二章中同条の前に次の一条を加える。

記号その他の符号であって総務省令で定めるもの」を加え、

同号を同条第二号とし、

同

条第

の文字、

番号、

(特定電子メールの送信の制限)

第三条 送信者は、 次に掲げる者以外の者に対し、 特定電子メールの送信をしてはならない。

又は送信委託者 あらかじめ、 特定 (電子メー 電 子 ・メー ルの送信を委託 ルの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者 にした者 (営利を目的とする団体及び営業を営む場合にお ける

個人に限る。)をいう。以下同じ。)に対し通知した者

前号に掲げるもののほか、 総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送

信委託者に対し通知した者

三 前二号に掲げるも 0 0 ほか、 当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取

引関係にある者

匹 前三号に掲げるものの ほか、 総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレ スを公表 こしてい

る団体又は個人(個人にあっては、営業を営む者に限る。)

2 前 :項第一号の通知を受けた者は、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をするように求

めがあったこと又は送信をすることに同意があったことを証する記録を保存しなければならない。

3 送信者は、第一項各号に掲げる者から総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないよ

 \mathcal{O} うに求める旨 通 知を受けたとき (一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあっては、 (送信委託者がその 通知を受けたときを含む。)は、 その通知に示された意思に反し その旨)

て、 特定電子 メール の送信をしてはならない。 ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又

は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われ る場

合その他のこれに類する場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

第五条を削る。

第六条中 自己又は他 人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として」を削り、 「電子メールの

送信を」を 「特定電子メー ルの送信を」 に改め、 同条第二号中 (電気通信事業法第二条第二号に規定する

電気通信設備 をいう。 _ を削 り、 同条を第五条とし、 同 条の次に次の一 条を加える。

(架空電子メールアドレスによる送信の禁止)

第六条 送信者 は、 自己又は他人の営業のために多数の電子メー ルの送信をする目的で、 架空電子メー ル ア

F スをそのあて先とする電子メー ルの送信をしてはならな

第七

条中

「架空電子メー

ルアドレ

スをそのあて先とする電子メー

ル若しくは送信者情報を偽った電子

メー

ル を 「送信 者 情報を偽 った電子メー ル若しくは架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子 メー ル

に改 め、 当 該 送 信者」 0) 下に \neg (これらの 電 子メ ĺ ル に 係る送信委託 者が当該 電 子 メー ル 0) 送 信 に係 る第

三条第 項 第 一 号又は第 第二号 \mathcal{O} 通 知 0 受領、 同 条第二 項 \mathcal{O} 記 録 \mathcal{O} 保 存 その 他 \mathcal{O} 当 該 電子 X] ル \mathcal{O} 送 信 に 係 る

業務 \mathcal{O} 部を行った場合であって、 当該電子 メー ルの送信につき、 当該送信委託者 \mathcal{O} 責めに帰すべ き事 由 が

あると認められるときは、 当該送信者及び当該送信委託者)」 を加える。

第八 条第 一項中 「又は送信者情報を偽った電子メー ル を削 り、 第四条又は第六条」 を っか から第 五

まで」 に、 「電子メール の送信」 を 「特定電子メール の送信」 に改め、 同条第二項中 「第五条」 を 「第六条

」に改める。

第十条第一項中 「架空電子メールアドレ スをその あて先とする電子メール又は送信者情報を偽 った電 子メ

ル を 「送信者情報を偽った電子メール又は架空電子メールアドレ スをそのあて先とする電子メー ル に

改める。

第十一条中 「電気通信事業者は」の下に「、送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合において

自 己の 電子メー ル 通信役務の円滑な提供に支障を生じ、 又はその利用者における電子メールの送受信上の支

障を生ずるおそれがあると認められるとき」を加える。

第二十二条第一項中「第三十五条」を「第三十八条」に改める。

第二十八条第 項中 「送信者」 の 下 に 「若しくは送信委託者」 を加える。

第三十五条を第三十八条とする。

第三十四条中 「前三条」を「次の各号に掲げる規定」に、 「又は人に対しても、」を「に対して当該各号

に定める罰 金刑を、 その人に対して」に改め、 同条に次の各号を加える。

- 一 第三十四条 三千万円以下の罰金刑
- 二 第三十三条、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑

第三十四条を第三十七条とする。

第三十三条第三号中 「第二十八条第一項若しくは第二項」を「第二十八条第二項」に、 「これら」を 一同

項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条第一号中「第六条」を「第五条」に改め、同条第二号中「命令」の下に「(第三条第二項の規

定による記録の保存に係るものを除く。)」を加え、 同条を第三十四条とし、 同条の次に次の一条を加える。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 百万円以下の罰金に処する。

第七条 (T) 規定による命令 (第三条第二項の規定による記録の保存に係るも のに限る。 に違反した者

第二十八条第一項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を

拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条を第三十三条とする。

第四· |章中第三十条を第三十二条とし、第二十九条を第三十一条とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

(送信者に関する情報の提供の求め)

第二十九条 総務大臣は、 この法律の施行に必要な限度において、 電気通信事業者その他の者であって、 電

の受信 子 付与され に メー 用 V) られたもののうち送信者に関するも をする者が ル アド た者の氏名又は名称、 レ ス又 使用 は する 電 気 通 通信 信 設 端 住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報 備 末 .機器 を識 別す \mathcal{O} のに限る。 映 像 るため 面 に の文字、 表)を使用する権利を付与したものから、 示され 番号、 たも \mathcal{O} 又は 記号その 5 特 定 T 他 電 子 \mathcal{O} 符号 メ ル (特定電 等 \mathcal{O} 送受信 当該 子 メー 0 権 \mathcal{O} 提供 利 た ル を 等 8

を求めることができる。

(外国執行当局への情報提供)

第三十 · 条 総務 大 臣 は この 法 律 に 相 当す る外 国 \mathcal{O} 法令を執 行する外国 |の当局 (以下この条 にこ お 1 . て 「外国

同じ。 の遂行に資すると認める情 報 0 提供を行うことができる。

執

行当局」

とい

う。)

に 対

Ļ

その

職務

(

0)

法

律に

規

定す

る職

務

K

相当するも

 \mathcal{O}

に限

る。

次

頃に

お

7

2 前 項 \mathcal{O} 規定に よる情報の提供に つい ては、 当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用され ず

カン つ、 次項 \mathcal{O} 規定による同意が なければ 外国 \mathcal{O} 刑事事件 \mathcal{O} 捜査 (その対象たる犯罪事 実が 特定され た後

 \mathcal{O} ŧ のに限り る。 又は 審判 (同 頂にお 7 って 捜査等」 という。 に使用されないよう適切な措置がとられ

なければならない。

総務大臣は、 外国執行当局からの要請があったときは、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より提供 ľ た情報を当該要請 に係 る外国 一の刑事 事件 の捜査等に使用することについて同 意を

することができる。

当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政

治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

当該要請

に係る刑

事事

件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内にお

いて行われたと

た場合において、 その 行為が 日本国 \mathcal{O} 法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国 が行う同 種 の要請に応ずる旨の 要請 玉 \mathcal{O} 保 証 が ないとき。

4 総務 大臣は、 前項の同意をする場合にお いては、 あらかじめ、 同項第一号及び第二号に該当しないこと

に ついて法務大臣の確認を、 同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、 それぞれ受けなけ

ればならない。

附 則

(施行期日)

第 一条 この 法律 は、 公 布 \bigcirc 日 カ ら起算して六月を超えな V) 範囲内に お 1 て政令で定める日 か ら施行する。

ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(特定電子メールの送信についての同意等に関する経過措置)

第二条 この法律の 施 行 の際既に特定電子メール (この法律による改正後の特定電子メールの送信の適 正 化

等に 関する法律 (以下この条及び次条にお いて 「新法」という。) 第二条第二号に規定す る特定 電 子 メー

ルをいう。 以下この条において同じ。)の送信者 (新法第二条第二号に規定する送信者をいう。 以 下 こ の

条 に お 7 て 同 Ü 又は送信委託 者 (新法第三条第 項 第 号に規定する送信委託者を いう。 以下こ 0 条

に お 1 て同じ。 に対し、 その送信 を求める旨又はその送信をすることに同意する旨 0 通 知をして る者

は、新法第三条第一項第一号に掲げる者とみなす。

2 この 法律 の施行の際既に自己の電子メールアドレ ス (新法第二条第三号に規定する電子メー ルアドレ ス

をいう。 を送信者又は送信委託者に対し通知している者は、 新法第三条第一項第二号に掲げる者とみな

す。

3 この 法律 の施行の際既に送信者又は送信委託者にされている通知であって特定電子メー ル 0 送信をしな

いように求める旨 $\widehat{}$ 定の 事項に係る特定電 子 メールの送信をしないように求める場合にあっ ては、 その

旨)のものは、新法第三条第三項に規定する通知とみなす。

(措置命令に関する経過措置)

第三条 この法律 の施行前にこの法律による改正前の特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (以 下

この 条において 「旧法」という。) 第七条の規定によりした命令 (新法中相当する規定のある旧法の規定

に係るも のに限る。) は、 新法第七条の 規定によりした命令とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四 条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に Ĺ た行為に対する罰 則の適用につい ては、 なお従前 \mathcal{O} 例による。

(政令への委任)

第五 条 前三条に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要となる経過措置 (罰則に関する経過措置を

含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府 は、 この法律の施行後三年以内に、 電気通信に係る技術の水準その他 の事情を勘案しつつ、こ

電子メールの送受信上の支障を防止し、 その良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として

現行の方式を見直すとともに、

報告徴収等の規定を整備し

、その実効性の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

送信される電子メールに対する規制について、

〇特定電子メー ・ルの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)

(傍線部分は改正部分)

	改正案		
目次		目次	
第一章総	心則(第一条・第二条)	第一章	総則
第二章	特定電子メールの送信の適正化のための措置等(第三	第二章	特定電子メールの
	条—第十三条)		条
第三章	登録送信適正化機関(第十四条—第二十七条)	第三章	登録
第四章 雑	钊(第二十八条—第三十二条)	第四章	雑則

送信の適正化のための措置等

第三

(定義)

第五章

罰則

(第三十三条-

附則

該各号に定めるところによる。 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当

- で定める通信方式を用いるものをいう。 であって、総務省令像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。 以下同じ。)の映の定式を第3年ののでである通信方式を用いるものをいう。
- 二 特定電子メール 電子メールの送信 (国内にある電気通信 こ 特定電子メール 電子メールの送信 (国内にある電気通信設備 一 特定電子メール 電子メールの送信 (国内にある電気通信設備 一 特定電子メール 電子メールの送信 (国内にある電気通信設備 こ 特定電子メール 電子メールの送信 (国内にある電気通信設備

三~五 (略)

第二章 特定電子メールの送信の適正化のための措置等

(特定電子メールの送信の制限)

| 「ルの送信をしてはならない。 | 第三条 | 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メー

じ。)に対し通知した者で営業を営む場合における個人に限る。)をいう。以下同で営業を営む場合における個人に限る。)をいう。以下同で営業を営む場合における個人に限る。)をいう。以下同で営業を営む場合における個人に限る。)をいう。以下同で当業を営む場合における個人に限る。)に対し通知した者

自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより

第三章 登録送信適正化機関(第十四条)

(定義)

該各号に定めるところによる。 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当

信をする電子メールをいう。
は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送合における個人に限る。以下「送信者」という。)が自己又の送信をする者(営利を目的とする団体及び営業を営む場二 特定電子メール 次に掲げる者以外の者に対し、電子メー

者に対し通知した者を除く。)

「おらかじめ、その送信をしないように求める旨を当該送信

「おらかじめ、その送信をするように求める旨又は送信を

者 一 その広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある

ハ その他政令で定める者

三~五 (略)

第二章 特定電子メールの送信の適正化のための措置等

知した者

- する広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者三 前二号に掲げるもののほか、当該特定電子メールを手段と
- (個人にあっては、営業を営む者に限る。) り自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところによ
- 3 務省令で定める場合は、 を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣 して、 ろにより特定電子メールの送信をしないように求める旨(一定 伝が付随的に行われる場合その他のこれに類する場合として総 通知を受けたときを含む。 にあっては、 の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合 送信者は、 ールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為 特定電子メールの送信をしてはならない。 その旨)の通知を受けたとき(送信委託者がその 第一項各号に掲げる者から総務省令で定めるとこ この限りでない は、 その通知に示された意思に反 ただし、 電子

(表示義務)

第四条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省第四条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省

- 責任を有する者)の氏名又は名称る場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信にいい。 当該送信者 (当該電子メールの送信につき送信委託者がい
- の符号であって総務省令で定めるもの 又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他二 前条第三項本文の通知を受けるための電子メールアドレス
- 三 その他総務省令で定める事項

(表示義務)

- 特定電子メールである旨
- 二 当該送信者の氏名又は名称及び住所
- ス 一次条の通知を受けるための当該送信者の電子メールアドレ

四 その他総務省令で定める事項

(拒否者に対する送信の禁止)

(架空電子メールアドレスによる送信の禁止)

第五条 送信者は、自己又は他人の営業のために多数の電子メー

(送信者情報を偽った送信の禁止)

(略)

めの文字、番号、記号その他の符号 当該電子メールの送信に用いた電気通信設備を識別するた

(架空電子メールアドレスによる送信の禁止)

とする電子メールの送信をしてはならない。
ルの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先第六条 送信者は、自己又は他人の営業のために多数の電子メー

(措置命令)

第七条 があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者) 認めるときは、当該送信者(これらの電子メールに係る送信委 のあて先とする電子メールの送信をしたと認める場合におい 電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、第三条若 子メールの送信につき、 るべきことを命ずることができる。 に対し、電子メールの送信の方法の改善に関し必要な措置をと 二号の通知の受領、 託者が当該電子メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第 て、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると 情報を偽った電子メール若しくは架空電子メールアドレスをそ しくは第四条の規定を遵守していないと認める場合又は送信者 ルの送信に係る業務の一部を行った場合であって、 総務大臣は、送信者が一時に多数の者に対してする特定 同条第二項の記録の保存その他の当該電子 当該送信委託者の責めに帰すべき事由 当該電

(総務大臣に対する申出)

ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。

るべきことを申し出ることができる。 信がされたと認めるときは、総務大臣に対し、適当な措置をとて架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送2 電子メール通信役務を提供する者は、第六条の規定に違反し

とする電子メールの送信をしてはならない。ルの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先

(送信者情報を偽った送信の禁止)

第六条 送信者は、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行第六条 送信者は、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行第六条 送信者は、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行

一 (略)

するための文字、番号、記号その他の符号業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。) を識別二 当該電子メールの送信に用いた電気通信設備 (電気通信事

(措置命令)

(総務大臣に対する申出)

るべきことを申し出ることができる。 信がされたと認めるときは、総務大臣に対し、適当な措置をとて架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送2 電子メール通信役務を提供する者は、第五条の規定に違反し

3 (略)

(電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等)

(略)

(電気通信役務の提供の拒否)

第十一条 送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な 数の架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの 送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な 支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信をする者に対 提供に支障を生ずるおそれがあると認められるとき、 信上の支障を生ずるおそれがあると認められるとき、 提供に支障を生じ、 には、当該支障を防止するために必要な範囲内において、 の提供を拒むことについて正当な理由があると認められる場合 子メールの送受信上の支障を防止するため電子メール通信役務 電子メール通信役務の提供を拒むことができる。 電気通信事業者は、送信者情報を偽った電子メールの 又はその利用者における電子メールの送受 その他電 一時に多 当該

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内

(略)

第四章 雑則

(報告及び立入検査)

その他の物件を検査させることができる。 て、特定電子メール等の送信者若しくは送信委託者の事業所に立ち入り、帳簿、書類の送信者若しくは送信委託者に対し、これらの送信に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、これら第二十八条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい

2~4 (略)

(送信者に関する情報の提供の求め)

(電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等)

第十条 電子メール通信役務を提供する電気通信事業者(電気通常手条 電子メール通信役務を提供する電気通信事業者をいう。以下「特定電子メールでは送信者電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール又は送信者である。)による電子メールの送受信上の支障の防止に資するそのう。)による電子メールの送受信上の支障の防止に資するそのう。)による電子メールの送受信上の支障の防止に資するそのう。)による電子メールの送受信上の支障の防止に資するそのう。)による電子メールの送受信上の支障の防止に資するそのう。)による電子メールの送受信上の支障の防止に資するそのう。)による電子メールの送受信上の支障の防止に資するそのう。)による電子メールの送受信上の支障の防止に資するその方法を関する情報の提供を行うように努めなければならない。

2 (略)

(電気通信役務の提供の拒否)

第十一条 電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアド第十一条 電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メール所信役務の提供を拒むことについるために必要な範囲内において、当該支障を生じさせるおそれるために必要な範囲内において、当該支障を生じさせるおそれるために必要な範囲内において、当該支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信をする者に対し、電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生ずるおそのある電子メールの送信をする者に対し、電子メール通信役務の提供を拒むことができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内

2 (略)

第四章 雑則

(報告及び立入検査)

5。

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ要な報告をさせ、又はその職員に、これらの送信者の事業所に要な報告をさせ、又はその職員に、これらの送信に関し必第二十八条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい第二十八条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度においます。

2~4 (略)

第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度においました。

(外国執行当局への情報提供)

- 2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外別項の規定による情報の規定の刑事事件の捜査(その対象たる犯別では、当該情報が当該外別の規定による情報の提供については、当該情報が当該外別では、当該情報が当該対象別の表する。
- ることについて同意をすることができる。 供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提ることについて同意をすることができる。
- 査等を行う目的で行われたものと認められるとき。が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜討該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪
- とき。 て、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないに係る行為が日本国内において行われたとした場合におい二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪
- とき。 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がない
- 認を、それぞれ受けなければならない。の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確め、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣

(都道府県が処理する事務)

第三十一条 (略)

(経過措置)

第三十二条 (略)

------(都道府県が処理する事務)

第二十九条 (略)

(経過措置)

第三十条 (略)

第五章 罰則

第三十三条 (略)

役又は百万円以下の罰金に処する。第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲

- 一第五条の規定に違反した者
- の保存に係るものを除く。) に違反した者二 第七条の規定による命令 (第三条第二項の規定による記録

罰金に処する。 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の

の保存に係るものに限る。) に違反した者 第七条の規定による命令 (第三条第二項の規定による記録

の罰金に処する。第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

一·二 (略)

くは忌避した者の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若し三 第二十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

本条の罰金刑を科する。本条の罰金刑を科する。本条の罰金刑を科する。 法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各の法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各の法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各の法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各の法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各場に対して、というとは、人の代理人、使用人第三十七条

| 第三十四条 | 三千万円以下の罰金刑

一 第三十三条、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑

第三十八条 (略)

第五章 罰則

第三十一条 (略)

役又は百万円以下の罰金に処する。第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲

- 一 第六条の規定に違反した者
- 二 第七条の規定による命令に違反した者

の罰金に処する。第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

一・二 (略)

を拒み、妨げ、若しくは忌避した者ず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査三 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による報告をせ

対しても、各本条の罰金刑を科する。
「反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人にをの他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違第三十四条」法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

第三十五条 (略)

特 定 子 メ ル 0 送 信 0) 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 を 改 正 す Ź 法 律 案 照 条文

 \bigcirc 特定 電子 メ] ル 0) 送 信 0) 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 伞 成 + 兀 年 法 律 第二十 六号)(抄)

(定義)

第二条 こ の 法 律 に お ľ て、 次の各号に 掲 げる 用語 \mathcal{O} 意義 は、 当該各号に定めるところによ

- 電子メ] ル 特 定 0) 者 に 対し通信 文そ 0 他 \mathcal{O} 情 報 をその 使 用する通 信 端末機器 (入出力装置を含む。 次条に お 7 同 じ。 。
- \mathcal{O} 映 像 面 に 表 示され るようにすることにより 伝達 するため \mathcal{O} 電 気 通 信 (電 気通信 事業 法 (昭 和 五. + 九 年 法 律 第 八 + - 六号)
- 条 第 号に 規 定する電気通信をいう。)であって、 総務省令で定める通信方式を用 1 るも 0) を いう。
- お 特 ける個 定 電 子 人に メ] 限 ル る。 次に掲 以 下 げる者以外 送 信者」 とい の者 、 う 。 に 対 Ļ が 自己又 電子メールの送信をする者 は 他 人の営業に つき広告又は (営利を目 宣 的とす 伝 を 行 う る団 た 体 め 及び 0 手 , 段 と 営業 を 営 て 送 む 信 場 合 を

す

る

電

子

メ

]

ル

を

11

う。

知 0) あ 後、 5 か その U め、 送信をしないように その送信をするように 求 める旨を当 求める旨又は送信をすることに同意する旨をその 該送信者に 対 L 通 知 L た者を除く。 送 信 者 に 対 L 通 知 L た 者 当 該

通

- 口 その 広 告 マは宣誓 伝 に 係る営 1業を営 む 者 لح 取 引 関係 に あ る 者
- ハ その他政令で定める者
- 電 子 メ 1 ル ア ド ス 電 子 メ ル \mathcal{O} 利 用 者を識 別するた め \mathcal{O} 文字、 番 号、 記号そ 0) 他 \mathcal{O} 符 号 を
- 兀 架 空電 子 メ 1 ル ア ド V ス 次 \mathcal{O} 11 ず れ に t 該当 する電子 メ 1 ル ア K V ス を 1 · う。
- イ を 得ることが 多 数の 電 子 できるように メ] ル ア F レ · 組 ス を自 み 合 わさ 動 的 れ に た 作 ŧ 成 する機 \mathcal{O} をいう。) 能を 有するプ を 用いて作成したものであること。 口 グラム (電子 計 算機に 対す る 指 令であっ 0 結 果
- 口 現 に 電子 メ] ル ア ド V ス とし て利 用する者が な 1 もので あること。
- 五. 電 子 メ ル 通 信 役 務 電 子 メ ル に 係 る 電 気 通 信 事 業法 第二 条第三号に 規 定す る 電 気 通 信 役 務 を

う。

第 章 特 定 電 子 メ ル \mathcal{O} 送 信 \mathcal{O} 適 正 化 \mathcal{O} た 8 0 措 置

(表示義務)

第三 条 送信 習者は、 特定電 子 メ] ル の送信 に当たっては、 総務 省令で定めるところにより、 その受信をする者が使用 する通 信

末 機 器 0 映 像 面 に 次 \mathcal{O} 事 項 が 正 L < 表 示されるように L なけ れ ばならない。

- 一 特定電子メールである旨
- 一 当該送信者の氏名又は名称及び住所
- 三 次 条 0) 通 知 を 受け る た め \mathcal{O} 当 該 送 信 者 \mathcal{O} 電 子 メ] ル ア F

レ

ス

四 その他総務省令で定める事項

(拒否者に対する送信の禁止)

第 兀 該 送 送信 信 条 を 者に しない 送信 豆者は、 対 して ように求 そ 通 \mathcal{O} 知 送 め L る旨 信 たも をし のに た特定電子 定 対 0) し、 事 これ 項 メー に 係 に る特定電子 ル 反 0 L 受信をし て、 特 メ 定 た者 電子 ル であって、 0) メ 送] 信を ル \mathcal{O} 送信 L 総務省令で定めるところにより特 ない をして ように はなな 求める場合 5 な V) に あ 0 て は 定 電 そ 子 \mathcal{O} メ 旨] を ル 当 0

架空電子メールアドレスによる送信の禁止)

第 五. 条 送信 1者は、 自 己 又は 他 人の 営業の ため に 多 数 0) 電 子 メ ル 0 送信 をす ,る目: 的 で、 架空 電 子 メ ル ア F V ス を そ 0) あ 7

とする電子メールの送信をしてはならない。

(送信者情報を偽った送信の禁止)

第六条 情 報 0 うち 送 信 者 送 信 は、 者 自 に 己 関 又 す は る 他 t 人 \mathcal{O} 0) で 営業に あ 0 て つ 次 き広告又は宣伝を行う に 掲 げ るも \mathcal{O} 以 下 ため 送信 0) 者 手段として、 1情報」 と ľ . う 。 電 子 を メ 偽] 0 ル て 0) 送 電 受 子 信 メ \mathcal{O} た ル め \mathcal{O} 送 に 信 用 を 1 L 5 7 れ は る

当 ī該電子 メ ル \mathcal{O} 送 信 に 用 1 た 電 子 メ] ル ア ド レ ス なら

ない。

る た 当 め 該 0) 電 文字、 子 メ 1 番 ル 号、 \mathcal{O} 送 記 信 号そ に 用 \mathcal{O} 1 た 他 電 \mathcal{O} 気通 符 号 信 設 備 電 気 通 信 事業法第二 条第二 号 に 規定 す Ś 電 気通 信 設 備 を 1 . う。) を 識 別 す

措置命令)

七 認 信 総 < 者 8 条 るとき 情 は 報 総 を 几 務 は、 偽 大臣 条 · 対 す 0 0 は、 当 た 規 電 該 定 送 送 子 を遵守してい 信 出 信 メ 者] 者 が に ル の送 対 時 し、 に信をし に多 ない 電 数の 子 لح たと認める場合において、電子メー 認め メ 者に ル る場合又は架空電子メー 対してする特定電子 0 送 信 0) 方法 0) 改 善に関 メ ĺ ル ル L アド 0) 必 ル 送信 要 の送受信上の支障を防止するため レ な措 スをその その 置をとるべきことを命ずることができる。 他 0) あて先とす 電子 メ] ル る 0 電 送信 子 メ に] 0 ル き、 必 要が 若し 第 < ると は 若 送

第 八 子 条 メ] ル 0 定 電子 送 信 が メ さ] れ ル たと認 又 は 送 信 め るとき 者 情 報 は、 を偽 総 0 た電子 務大臣 に メ] 対 し、 ル 0) 適当な 受 信 をした者は、 措置 をとるべきことを申 第三条、 第 四 条又は L 出 ることが 第六 0) できる 規 定に 違 反 て

2 電 子 メ] ル 通 信 役務 を提供 する者は、 第 五条 0) 規定に違反して架空電子メール アドレ スをそのあて先とする電子 メ 1 ル 0 送

適当な措置をとるべきことを申し出ることができる。

信

が

さ

れ

たと

認

 \otimes

ると

きは、

総務大臣

に

対

Ļ

務

大臣

に

る申

3 \mathcal{O} 総 法 務 律 大臣 に は、 基づく 前二 措 項 置 そ 0 規 \mathcal{O} 定に 他 適当な措 よる申 置 出 を が とら あ 0 たときは、 な け れば なら 必 要な調 な 査 を行 V) その 結果 に 基 づき必 要が あ る لح 認 め るときは

電 気 通 信 事 業者に ょ る 情 報 0 提 供 及 び 技 術 0 開 発 等)

第十 情 同 じ。 ・ 関 報 条 す を る情 偽 電子メ は、 9 報の た電子メ そ 1 0) 提 ル 役 供を 通 務] 信 \mathcal{O} 行うように 役 ル 利 務 (以 下 用 を 者に 提 供する 「特定電子 対 努め し、 電気 なけ 特 定 メ 通 れ 電子 信事 ĺ ば ならない。 ル等」という。) メー 業者 ル、 (電気通信 架 空電 による電子 子 事業法第二条第五 メー ル ア ド メ] レ ル ス をその の送受信 一号に 規 あて 定する電 上 0) 先とする 支障 気通 0 電子 防 信 止に 事業 メ 資す] 者を ル るそ 又 は う。 0 送 役 信 以 務 者 下

2 術 0 電 開 子 発 メ 又] は ル 通 導 信 入 に 役 努 務 め を 提 な 供 け れ する電 ば なら 気 な 通 信 事 業 者 は 特 定 電 子 メ] ル 等 による電 子 メ] ル \mathcal{O} 送 受信 上 0) 支 障 \mathcal{O} 防 止 に 資 す る 技

電 気 通 信 役 務 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 拒 否

第

+ て 障 自 を 防 己 条 0 するため 電 電 子 気 通 メ 信 電 事 ル 業 子 通 者 メ 信 は、 役 務 ル 通 \mathcal{O} 時に 信 円 役務 滑 多 な 数 提 \mathcal{O} 0 提 供 架空 供 に 支障 を拒 電子 むことにつ を メ 生ずるおそ] ル ア ド V て正 レ れ スをその が 当な あると認 理 あ 由 て先とする電子 めら が あると認め れるとき、 5 そ メ れ 1 \mathcal{O} る場合には、 他 ル 電 0 子 送 メ 信 1 が 当 さ ル |該支障 れ \mathcal{O} 送 た 受 場 を 信 合 防 に 上 止 \mathcal{O} お す 支 1

るた め に 必 要 な 範 开 内 に お W て、 当 該 支 障 を 生じさ せ るお そ れ 0) あ る 電 子 メ ル 0) 送 信 をする 者 に 対 子 メ ル 通 信 役 務

0 提 供 を拒 む こと が で きる。

財 務 諸 表 等 \mathcal{O} 備 付 け 及 び 閲 覧等)

第二 じ。 ことが 収支計 一 十 二 五. 0) 算 できない 条 作 間 書 成 並 び 事 登 が 務 録 さ 方 に 送 れ 式で 事 信 てい 備 業 適 作ら えて置か 報 正 る場合にお 告 化 れ 書 機 る記 関 (そ なけ は、 0) 録 け 作 毎 れ で る当 成 事 ば あ な に 業 0 該 代え て、 年 電 な 度 磁 電 経 て 的 子 電 過 記 後三 計 磁 録 算 的 を含 機 月 記 に 録 以 む。 よる 内 (電 に、 次 情 子 項 そ 的 報 及び 方 処 \mathcal{O} 式 事 理 第三十 業 0) 磁 年 用に供され 気 度 五. 的 \mathcal{O} 条に 方 財 式 産 お そ るも 目 1 \mathcal{O} 録、 て 他 0) 貸 \mathcal{O} を 財 借 人 V 務 · う。 0 対 諸 照 知 表等」 以 覚 表 下この に 及 び ょ という。) 0 損 て 益 条 に 計 は お 算 認 を V 識 書 て す 作 又 る 成 同 は

2 \ \ \ することが 特 定 電 子 で メ きる。] ル \mathcal{O} ただ 受信をした者その Ļ 第二号又は 他 第 \mathcal{O} 兀 利 号 害 0 関 請 係 求を 人は す る 登 に 録 は、 送 信 登 適 録 正 送 化 信 機 適 関 正 \mathcal{O} 化 業 機 務 関 時 0 間 定 内 8 は、 た 費 1 用 0 を で 支 ŧ, 払 次 わ な に け 掲 げ れ ば る な 請 5 求 を

年

所に

5

- 財 務 諸 表 等 が 書 面 を ŧ 0 7 作 成 さ れ 7 1 るときは、 当 該 書 面 0 閲 覧 又 は 謄 写 0 請 求
- 前 号 0) 書 面 \mathcal{O} 謄 本 又 は 抄 本 \mathcal{O} 請 求

三

- n 表 財 示 務 L 諸 た 表 等 ŧ \mathcal{O} が \mathcal{O} 電 閲 磁 覧 的 又 記 は 録 謄 を 写 ŧ \mathcal{O} 0 て 請 作 求 成 さ れ 7 1 ると き は 当 該 電 磁 的 記 録 に 記 録 さ れ た 事 項 を 総 務 省 1 令 で 定 8 る 方 法 に ょ
- 兀 前 号 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 に 記 録 さ れ た 事 項 を 電 磁 的 方 法 で あ 0 7 総 務 省 令 で 定 め る ŧ \mathcal{O} に ょ ŋ 提 供 す ること \mathcal{O} 請 求 又 は 当 該 事

を 記 載 た 書 面 \mathcal{O} 交 付

項

L

 \mathcal{O}

請

求

報 告 第 及 兀 び 章 立 入 雑 検 則 査

2 第二十八 な 報 総 告 務 をさ 条 大 臣 は、 せ、 総 務 特 又 大 定 臣 は 電 は、 そ 子 0 ~ メ 職 0 員 ル に、 法 等 律 送信 これ \mathcal{O} 施 適 行 5 正 に 0) 化 必 送 業 要 信 務 な限 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 適 事 度 に 正 業 な運 所 お 1 に 営を て、 <u>\f\</u> 5 確保 特 入 定電 り す るため 子 帳 メ 簿、 に必 ル 書 等 類 要な限 \mathcal{O} そ 送信 \mathcal{O} 他 度に !者に 0 物 お 対 件 Ĺ 1 を 検 査 登 れ さ 一録送信適 5 せ 0) ること 送 信 に 正 が 化 関 で 機 L きる。 関に 必 要

対 し、 特 定 電 子 メ ル 等 送 信 適 正 化 業 務 若しく は 資 産 0 状 況 に 関 L 必 要な 報告 をさせ、 又 は そ 0) 職 員 登 録 送 信 適 正 化 関

- \mathcal{O} 前 事 務 項 所に 0 規 立 定 ち に 入 (y) ょ ŋ 立 特 入検 定 電 一子メ 査をする] ル 職 等 員 送 は 信 適 そ 正 \mathcal{O} 化 業務 身 分 を 0 示 状 す 況 証 若 明 L 書を < は 携 帳 帯 簿、 ľ 書 関 類 そ 係 人に \mathcal{O} 他 提 \mathcal{O} 示 物 L 件 な を検査 け れば させることができる なら な
- 4 第 項 又は 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に よる立 入 検 査 \mathcal{O} 権 限 は 犯 罪 捜 査 0 た 8 に 認 \otimes 5 ħ たも 0 と 解 釈 L 7 は なら な

(都道府県が処理する事務)

3

第二 九条 この 法 律 に 規 定 す Ś 総 務 大 臣 0 権 限 に 属 がする 事 務 0) 部 は、 政 令 で 定 め るところに ょ り、 都 道 府 県 知 事 が 行うこと

(経過措置)

とすることが

できる。

第三 +断 される 条 この 範 法 囲 内 律 \mathcal{O} に 規 お 定に 1 て、 基 づ 所 き命 要 0 令 経 を 過 制 措 置 定 し、 罰 又 は 則 に 改廃 関 す Ś するときは、 経 過 措 置 を その (含む。) 命 令で、 を定 めることが そ 0) 制 定 文は できる。 改 廃 に 伴 1 合 理 的 に 必 要と

第五章 罰則

第三十一条 はこれを併 第二十 科する。 五. 条 \mathcal{O} 規 定 による業 務 0) 停 止 0 命 令に 違 反 した者 は、 年 以下 0) 懲役若しくは 百 万 円 以 下 0 罰 金 に 処 又

第三十二条 次の 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ か に 該 当 す る者 は 年 以 下 0 懲 役 又 は 百 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に 処 す る。

第六条の規定に違反した者

一 第七条の規定による命令に違反した者

第三十三条 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ か に 該 当 す る者 は、 三十 万 円 以 下 0 罰 金 に 処 でする

第二十一 条 0) 規 定 に よる 届 出 を せ ず、 又 は 虚 偽 \mathcal{O} 届 出 を L た

第二十六 条 0) 規 定 に 違 反して 同 条 に 規 定 す Ś 事 項 \mathcal{O} 記 載 を せず、 若 しく は 虚 偽 \mathcal{O} 記 載 を し、 又 は 帳 簿 を保 存 L な カコ 0 た者

第二十八条第 項 若 L < は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 報告 を せ ず、 若 < は 虚 偽 0) 報 告を Ļ 又 は n 5 0 規 定 に ょ る 検 査 を 拒

み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十 兀 条 法 人 \mathcal{O} 代 表 者 又 は 法人若しく は 人 0 代 理 人 使 用 人そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 従 業 水者が、 その 法 人又は 人の 業務 に 関 し、 前 三条 0) 違

反 行 為 をし たときは、 行 為 者 を 罰 する ほ か、 そ \mathcal{O} 法 人又は 人に 対 しても、 各 本条の 罰 金 刑 を 科 する。

第三十 は 虚 五. 偽 条 0) 記 載をし、 第二十二条第 又は正当 項 な 0 理 規 由 定に が な 違 1 反 0) L に 同 って 財 条第二項各 務 諸 表等 を 号の規定による請 備えて置 一かず、 財 求を 務諸 拒んだ者は、二十万円 表等 に 記載 すべき事 項 以 を記 下 0) 載 過料に処する。 でせず、 しく

 \bigcirc 電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五. + 九 年 法 律 第 八十六号)(抄

(定義)

第二 条 この 法 律 に お 1 て、 次 の各号に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は、 当 該各 号に 定めるところによる。

電気通 信 有 線、 無 線 そ 0 他 0 電 磁 的 方 式に ょ り、 符号、 音響又は 影 像 を送り、 伝え、 又は受け ること

電 気通 信 設 備 電 気 通 信 を行 うた 8 \mathcal{O} 機 械、 器具、 線路 そ (T) 他 \mathcal{O} 電 気 的 設 が備をい · う。

 \equiv

電

気

通

信

役

務

電

気

通

信

設

備

を

用

1

て

他

人

 \mathcal{O}

通

信

を

媒介

Ĺ

そ

0

他

電

気

通

信

設

備

を他

人

0

通

信

0

用

に

供

することをい

. う。

兀 電 気 通 信 事 業 電 気 通 信 役務 を他 人 \mathcal{O} 需 要に応ずるため に 提 供 す る事 業 放 送法 (昭 和二十 五年 法律 :第百三 十二号) 第 五.

号) 十二条の十 第二 一条に 第 規定 項に する有 規 定 線ラジオ放送、 す の受託 放送 役 有 務、 線放送電 有 線ラジオ放送 話に関 はする法 , 業 務 律 0 運 (昭 用 和三十二年 \mathcal{O} 規 正 に 関する法 法律 第百 律 五十二号) (昭 和二十六年法 第二条 律 第一 -第百三 項 に $\overline{+}$ 規 定 五.

する 放 送及 有 線 び 放 送 同 電 法 第 話 役 九 務、 条 0 規 有 線テレ 定に よる有 ビジ 線 彐 ン テ 放 レ ビジ 送 法 彐 (昭 ン放送施 和 兀 十 七 設 年 0 法 使 用 律 第 0 百 承諾 十 兀 に 号) 係る事業を除 第二条 第 項 に を 規 Ņ 定 う。 する有 線 テ

ピ

ジ

日

五. 電 気 通 信 事 業 者 電 気 通 信事 業を営 むことに 0 1 て、 第 九条 0) 登 録 を受け た !者及び! 第十六条第 項 0 規定 に ょ る 届 出 をし

た者をいう。

六 電 気通 信 業 務 電 気 通 信 事 業者 0 行う 電 気 通 信 役 務 0 提 供 0 業 務をい う。